

# Ⅳ 出 願

## 1 出願資格

本学に入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者である。

- (1) 高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）を卒業した者及び平成31年3月卒業見込みの者（平成30年4月以降に卒業を認められた者を含む。以下同じ。）
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成31年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定（第6号を除く。）により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成31年3月31日までにこれに該当する見込みの者

〔参考〕学校教育法施行規則第150条の規定内容

- 1 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 2 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 4 文部科学大臣の指定した者
- 5 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 6 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 7 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

注1 学校教育法施行規則第150条第7号により出願する者については、本学において個別の入学資格審査を行うので、平成31年1月22日(火)までに必要書類を添えて申請すること。ただし、平成31年度大学入試センター試験（以下「大学入試センター試験」という。）の出願に際して、本学の入学資格審査を希望する場合は、平成30年8月31日(金)までに申請すること。

なお、申請者は、申請の前に、下記まで問い合わせること。（入学資格審査の詳細については、本学のホームページ（<https://www.ehime-u.ac.jp/>）で公表している。）

愛媛大学教育学生支援部入試課（松山市文京町3番）

電話 089-927-9172, 8106

注2 大学入試センター試験の必要な教科・科目(21ページから58ページの「2 入学者選抜の利用教科・科目等」で指定する教科・科目)の受験を要する。

ただし、大学入試センター試験を課さない、AO入試I、推薦入試I、社会人入試及び私費外国人留学生入試に出願する場合は、大学入試センター試験の受験を要しない。

## 2 一般入試における学内併願及び志望学科等の選択

### (1) 学内併願

本学内の同一学部又は異なる学部・学科等を，前期日程と後期日程で併願することができる。

### (2) 志望学科等の選択

#### ① 教育学部志願者

【前期日程】学校教育教員養成課程中等教育コースの「言語・社会教育系」は，国語教育専攻，社会科学教育専攻，英語教育専攻の中から第2志望まで認める。また，「自然科学系」は，数学教育専攻，理科教育専攻，技術教育専攻の中から第2志望まで認める。

ただし，学校教育教員養成課程初等教育コース，学校教育教員養成課程中等教育コース「芸術・生活健康系」及び特別支援教育教員養成課程は，第1志望のみとし，第2志望は認めない。

#### ② 社会共創学部志願者

志望学科は第1志望のみとし，第2志望は認めない。

#### ③ 医学部志願者

志望学科は第1志望のみとし，第2志望は認めない。

#### ④ 農学部志願者

【前期日程】志望学科は，第3志望まで認める。

【後期日程】志望学科は，第3志望まで認める。

## 3 アドミッション・オフィス入試（AO入試）の出願に当たっての留意事項

- (1) 合格し入学手続きを完了した者は，国公立大学の一般入試の合格者とはなりえない。
- (2) 合格者は，平成31年2月19日(火)までに「入学辞退届」を提出しない場合には，国公立大学の一般入試の合格者とはなりえない。

## 4 推薦入試の出願に当たっての留意事項

- (1) 国公立大学（独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ。詳細は公立大学協会ホームページ（<http://www.kodaikyo.org/>）を参照のこと）の推薦入試（大学入試センター試験を課す場合，課さない場合を含める。）への出願は，1つの大学・学部に限られている。

ただし，1つの大学・学部の推薦入試募集単位（学科・課程）について，大学入試センター試験を課さない推薦入試で不合格となった場合は，同一の学科・課程の大学入試センター試験を課す推薦入試に出願することができる。

- (2) 本学の推薦入試の出願要件は，出身学校長が責任をもって推薦でき，かつ，合格した場合は，入学を確約できる者としており，推薦入試の趣旨からみて，合格後，入学を辞退した場合は，翌年度以降の推薦入試において，当該学校からの出願を受理しないことがある。

- (3) 学校から推薦できる人数については、分校は本校とは別に1校として取り扱う。また、複数の課程(全日制, 定時制, 通信制)を置く学校については、各課程ごとに別枠で推薦できるものとする。
- (4) 合格者は、他の国公立大学に出願し、一般入試を受験しても、合格者とはならない。
- ただし、特別の事情により、平成31年2月19日(火)までに、推薦した出身学校長から「推薦入学辞退願」が提出され、本学の入学辞退許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 本学の推薦入試が不合格となった場合に備えて、「前期日程」グループの大学・学部等から1つ、「後期日程」グループの大学・学部等から1つ、「公立大学中期日程」グループの大学・学部等から1つの合計3つの大学・学部等に出願することができる。
- この場合には、大学入試センター試験について、出願する大学の指定する教科・科目を受験しておく必要がある。

## V 入学者の選抜

- (1) 入学者の選抜は、大学入試センター試験及び本学が実施する個別学力検査等の結果並びに調査書の内容により判定を行う。
- (2) 医学部医学科においては、入学志願者の募集人員に対する倍率が前期日程において約6倍を上回った場合、後期日程において約20倍を上回った場合、大学入試センター試験の成績及び調査書の内容により、第1段階選抜を行い、その合格者に対してのみ個別学力検査等を行う。
- (3) アドミッション・オフィス入試(AO入試)、推薦入試、社会人入試及び私費外国人留学生入試の選抜方法については、別に定める。(61ページから94ページを参照すること)